

No	新		旧	
	Q	A	Q	A
	全体		全体	
2	<u>削除</u>	<u>削除</u>	令和6年度の申請受付は8月31日までとなっていますが、令和6年度内に再度申請受付を行う予定はありますか。	再度申請を受け付けるかについては検討中です。（令和6年8月8日現在）申請受付を行う際には、長崎県ホームページにてお知らせいたします。
新設	令和7年度の申請受付予定はどのようにになっていますか。	令和7年度も申請受付を2回予定しています。1回目は6月1日から受け付ける予定です。	新設	新設
登録要件・申請書について〈胃・子宮・肺・乳・大腸がん共通〉			登録要件・申請書について〈胃・子宮・肺・乳・大腸がん共通〉	
要件3 研修会、講習会、関連学会等への参加			要件3 研修会、講習会、関連学会等への参加	
4	「長崎県がん検診精度管理医師等研修会」の受講証明はどうすれば良いでしょうか。	通常肺がん以外は受講証が発行されないため、令和5年度までの「長崎県がん検診精度管理医師等研修会」の受講証明に限っては、証明書の添付は不要です（県にて出席を確認します）。令和6年度以降の上記研修会については、肺がん以外にも受講証を発行予定ですので、各自保管をお願いします。	「県がん委員会が指定する研修会」とは何を指しますか。また、受講証明はどうすれば良いでしょうか。	毎年長崎県健康事業団より案内を行い開催している「長崎県がん検診精度管理医師等研修会」を指します。通常肺がん以外は受講証が発行されないため、令和5年度までの「長崎県がん検診精度管理医師等研修会」の受講証明に限っては、証明書の添付は不要です（県にて出席を確認します）。令和6年度以降の上記研修会については、肺がん以外にも受講証を発行予定ですので、各自保管をお願いします。
5	研修会等の受講証等の写しの提出が必要とあるが、「2.人的配置」で記載したすべての医師について提出する必要がありますか。	申請するがん種によって異なります。 ・子宮がん…精密検査を担当する「専門医」「指導医」については、すべての医師についてご提出ください。（「専攻医」は可能であればご提出ください。） ・胃がん、肺がん、乳がん、大腸がん…すべての医師についてご提出いただくことが望ましいですが、難しい場合は少なくとも医療機関内において1名はご提出ください。なお研修会等の受講をしていない医師が精密検査を実施する場合は、医療機関内部で相談・指導体制を構築した上で実施してください。	研修会等の受講証等の写しの提出が必要とあるが、「2.人的配置」で記載したすべての医師について提出する必要がありますか。	すべての医師についてご提出ください。
要件4 その他			要件4 その他	
8	その他（3）県がん委員会より要請があった場合、精検症例を県がん委員会等に提出して討議できるとあるが、具体的にはどうということでしょうか。	各病院から報告される精検実績等から疑義が生じた場合、必要に応じ精検症例等について委員会へ報告を求める場合もありますので、それに応じていただきますようお願いいたします。	その他（3）精検症例を県がん委員会等に提出して討議できるとあるが、具体的にはどうということでしょうか。	各病院から報告される精検実績等から疑義が生じた場合、必要に応じ精検症例等について委員会へ報告を求める場合もありますので、それに応じていただきますようお願いいたします。